

(平成24年10月31日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認兵庫地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正を不要と判断したもの

4 件

国民年金関係

4 件

第1 委員会の結論

申立人の平成4年1月及び同年2月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和42年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成4年1月及び同年2月

会社退職後の平成4年1月頃に、母親が市役所において、私の国民年金の加入手続を行い、私が再就職するまでの申立期間の国民年金保険料を、母親の保険料と一緒に納付してくれていたにもかかわらず、私の納付記録が無いことに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、平成4年1月頃に申立人の母親が、申立人に係る国民年金の加入手続を行い、申立期間の国民年金保険料を納付してくれていたと主張している。

しかしながら、申立人の母親が申立期間の国民年金保険料を納付するには、申立期間当時、申立人に対して、保険料納付の前提となる国民年金手帳記号番号が払い出されていることが必要であるところ、国民年金手帳記号番号払出簿検索システムにおいて、申立人の氏名を複数の読み方で検索したものの、申立人に対して同手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらない上、A市を管轄するB年金事務所が保管する国民年金手帳記号番号払出簿において、申立期間を含む平成3年10月3日から4年5月20日までに払い出された同手帳記号番号について視認したが、申立人の氏名は見当たらない。

また、A市においても、申立人に係る国民年金の加入記録は見当たらない。

さらに、申立人の母親及び申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

兵庫国民年金 事案 3177 (事案 3093 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人の昭和40年8月から42年4月までの期間及び43年4月から50年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和20年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和40年8月から42年4月まで
② 昭和43年4月から50年3月まで

平成21年*月*日に、私の母親が死亡し、3年以上経過した24年6月*日に、私の母親の年金給付費について、日本年金機構から過払金を返納するよう私に督促状が届いた。私は相続放棄していたので、同機構に事情を説明したが証拠を送るよう言われ、現在でもこのような杜撰な管理がされていることが分かった。

役所の窓口で支払った申立期間①及び②の国民年金保険料については、着服されたので証拠となる資料は存在するはずもないが、杜撰な管理の証拠となる上記督促状と相続放棄申述受理証明書^{ずさん}を再申立ての新たな資料として提出するので、申立期間①及び②の年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

前回、申立期間①及び②に係る申立てについては、i) 国民年金手帳記号番号払出簿によると、国民年金保険料納付の前提となる申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和50年4月に申立人夫婦連番で払い出されており、申立人から提出された国民年金手帳の発行日(同年3月13日)及び前後の任意加入被保険者の加入日から同年3月頃に国民年金の加入手続が行われたものと推認される上、国民年金手帳記号番号払出簿検索システムにおいて、申立人の氏名をA県及びB県内で検索したが、上記とは別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらず、申立内容とは符合しないこと、ii) 上記加入手続時点

において、申立期間①及び②のうち、47年12月以前は時効により国民年金保険料を納付することができず、48年1月から49年3月までは過年度納付、同年4月から50年3月までは現年度納付が可能であるが、申立人に係る当時の国民年金被保険者台帳である特殊台帳によると、当該期間の保険料を納付した記録は見当たらない上、申立人から提出された国民年金手帳の昭和49年度国民年金印紙検認記録欄に検認印は無く、申立人から遡って保険料を納付したとする主張も無いこと、iii) 申立人は、申立期間①及び②の国民年金保険料は、毎月、C市役所の窓口で印紙によらず現金により納付したと主張しているが、同市によると、申立期間当時、3か月ごとに国民年金印紙を国民年金手帳に貼付する印紙検認方式による収納であったとしていることから、申立人の主張と符合しないこと、iv) 申立人が申立期間①及び②の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間①及び②の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらないことなどとして、既に当委員会の決定に基づく平成24年6月11日付け年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回、申立人は、現在でも日本年金機構の記録管理は杜撰^{ずさん}であるとして、日本年金機構からの督促状（平成24年6月*日付け）及び母親死亡による相続放棄申述受理証明書（21年6月*日付け）を提出して再申立てしている。

しかし、上記資料では、申立期間①及び②において、申立人が国民年金保険料を納付していたことを裏付ける資料と認めるのは困難であり、ほかに当委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情も見当たらないことから、申立人が申立期間①及び②の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

兵庫国民年金 事案 3178 (事案 3092 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人の昭和45年2月から46年1月までの期間、47年6月及び同年7月から50年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和25年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 昭和45年2月から46年1月まで
② 昭和47年6月
③ 昭和47年7月から50年3月まで

平成21年*月*日に、義母が死亡し、3年以上経過した24年6月*日に、義母の年金給付費について、日本年金機構から過払金を返納するよう夫に督促状が届いた。夫は相続放棄していたので、同機構に事情を説明したが証拠を送るよう言われ、現在でもこのような杜撰な管理がされていることが分かった。

役所の窓口で支払った申立期間①、②及び③の国民年金保険料については、着服されたので証拠となる資料は存在するはずもないが、杜撰な管理の証拠となる上記督促状と相続放棄申述受理証明書を再申立ての新たな資料として提出するので、申立期間①、②及び③の年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

前回、申立期間①、②及び③に係る申立てについては、i) 国民年金手帳記号番号払出簿によると、国民年金保険料納付の前提となる申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和50年4月に申立人夫婦連番で払い出されており、申立人から提出された国民年金手帳の発行日(同年3月13日)及び前後の任意加入被保険者の加入日から同年3月頃に国民年金の加入手続が行われたものと推認される上、国民年金手帳記号番号払出簿検索システムにおいて、A県内で申立人の氏名(申立人の婚姻前の姓等、複数の氏名を含む。)を検索したが、上

記とは別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらず、申立内容とは符合しないこと、ii) 申立期間①及び②について、申立人に係る当時の国民年金被保険者台帳である特殊台帳によると、当該期間に係る国民年金の資格記録は見当たらず、これは、申立人から提出された国民年金手帳の資格記録と一致し、当該期間は国民年金に未加入の期間であることから、当該期間の国民年金保険料を納付できなかったものと考えられること、iii) 申立期間③について、上記加入手続時点では、当該期間のうち、47年7月から同年12月までは既に時効により国民年金保険料を納付することができず、48年1月から49年3月までは過年度納付、同年4月から50年3月までは現年度納付が可能であるものの、上記特殊台帳及びB市の国民年金被保険者名簿において、当該期間の保険料を納付した記録は見当たらない上、申立人から提出された国民年金手帳の昭和49年度国民年金印紙検認記録欄に検認印は無く、申立人から遡って保険料を納付したとする主張も無いこと、iv) 申立人の母親（実母）が申立期間①、②及び③の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間①、②及び③の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらないことなどとして、既に当委員会の決定に基づく平成24年6月11日付け年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回、申立人は、現在でも日本年金機構の記録管理は杜撰^{ずさん}であるとして、日本年金機構から夫への督促状（平成24年6月*日付け）及び義母死亡による夫への相続放棄申述受理証明書（21年6月*日付け）を提出して再申立てしている。

しかし、上記資料では、申立期間①、②及び③において、申立人が国民年金保険料を納付していたことを裏付ける資料と認めるのは困難であり、ほかに当委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情も見当たらないことから、申立人が申立期間①、②及び③の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成4年4月から5年5月までの期間及び6年1月から同年7月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和45年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成4年4月から5年5月まで
② 平成6年1月から同年7月まで

私は、平成4年に、会社から年金を含めた退職後の手続について指示された上、父からも退職後は国民年金に加入することを教えられ、父と一緒にA市B支所で国民年金の新規加入手続を行い、6年に会社を退職した際は、同支所において、私一人で国民年金の再加入手続を行った。

申立期間①及び②の国民年金保険料をそれぞれ納付していたのに、未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間①について、平成4年に国民年金の新規加入手続を行い、申立期間②について、6年に再加入手続を行い、それぞれの国民年金保険料を納付していたと主張している。

しかしながら、申立期間①及び②の国民年金保険料を納付するためには、申立期間当時、申立人に対して国民年金手帳記号番号が払い出されていることが必要であるが、国民年金手帳記号番号払出簿検索システム及びオンライン記録によると、申立人に同手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらず、平成4年頃に国民年金の新規加入手続を行ったとする申立内容とは符合しない。

また、オンライン記録によると、申立人に係る国民年金の加入記録は、申立人が平成9年1月時点で加入していた厚生年金保険の記号番号により付番された基礎年金番号で管理されているところ、申立期間①及び②に係る国民年金の資格の取得及び喪失の記録は10年3月9日付けで追加入力されていることが確認できることから、それまでは申立期間①及び②は未加入期間であったと考えられ、当該入力時点では、申立期間①及び②は既に時効により国民年金保険料を納付することができない期間である。

さらに、申立人が申立期間①及び②の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。